

## 『東洋大学 教職センター紀要』の発行、執筆等に関する要領

2019年11月27日 改正

2020年 9月23日 改正

2021年 7月15日 改正

(定義及び趣旨)

第1条 東洋大学教職センター（以下「教職センター」という。）は、教師教育及び教員養成に関わる教職センター活動の成果の発表を目的として、教職センターの機関誌として『東洋大学 教職センター紀要』（英文名 Toyo University Journal of Education Career Center）（以下「本紀要」という。）を発行する。

- 2 本紀要は、原則として年1回発行する。ただし、必要に応じて特別号を発行することができる。
- 3 発行、配布等にかかる費用は、教職センター予算の一部をもってあてる。

(編集委員会)

第2条 編集兼発行者は、『東洋大学 教職センター紀要』編集委員会（以下「編集委員会」という。）とする。

- 2 編集委員会は、本紀要の編集及び刊行の業務を行うことを目的とし、委員長1名、委員4名程度、編集事務若干名をもって組織する。委員長は教職センター長が指名する者とし、編集委員会の決議を経て、教職センター長が任免し委嘱する。委員は教職センター教育・研究部会員の中から選出する。委員長、委員及び編集事務の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 掲載予定の原稿について、編集委員会は編集上の観点から、表現上の変更を求めることができる。
- 4 編集委員会は、査読者の報告を踏まえ、原稿の掲載の可否を決定し、また執筆者に対し補筆、修正等を求めることができる。
- 5 本紀要の配布先は、編集委員会が選定する。

(執筆者)

第3条 執筆者は、次のとおりとする。

- (1) 東洋大学教職センター規程（平成29年規程第159号）第7条第3項各号に定める者
  - (2) 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の定める「教科及び教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護及び教職に関する科目」「栄養に係る教育及び教職に関する科目」として本学にて開講される授業科目を担当する本学教員
  - (3) 本条第1項第(1)号に掲げる者と共同研究を行っている者
  - (4) その他、編集委員が必要と認める者で、編集委員会の承認を得た者
- 2 執筆を希望する者は、執筆の意思を事前に編集委員会に対し明らかにしなければならない。
  - 3 執筆者は、本文原稿のほかに、次のものを添付して提出しなければならない。
    - (1) 本文要約（800字以内）
    - (2) タイトル、氏名、所属、連絡先及び著作区分
    - (3) タイトル及び氏名の英語表記
  - 4 原稿提出にあたっては、本文原稿のほかに前項に規定する資料を原則として適切な電子又は磁気記録媒体に収め、印刷物と併せて提出する。

(著作)

第4条 本紀要に掲載する著作は、他の刊行物に未発表及び未投稿のものとし、次の6種に区分する。

- (1) 学術研究論文：学術研究論文は、理論的又は実証的な独創性のある論文（教育現場における実践研究、教材及び教具、教育システム等の開発、事例研究等を含む。）で、学術研究論文の掲載は、2名の査読者の

2回を上限とした査読の結果等に基づき、編集委員会の合議によって決定する。学術研究論文として掲載に至らなかった論文に関しては、掲載を取り下げるか、または、内容に応じて、(2) 実践研究論文、(3) 実践報告、(4) 資料又は文献紹介に変更する。

- (2) 実践研究論文：実践研究論文は、理論的又は実証的な研究報告（教育現場における実践研究、教材及び教具、教育システム等の開発、事例研究等を含む。）である。
- (3) 実践報告：教師教育、教員養成及び学校教育の実践について記述若しくは解説したもの、又は、原著性若しくは記録性のあるもので、特に査読を必要とはしない。
- (4) 資料又は文献紹介：紹介者の問題関心に即して有意味な書籍、文献、研究大会報告その他教職に関連する記事、資料等を紹介、解説又は評価したもので、特に査読を必要とはしない。
- (5) 特別寄稿：編集委員会が必要と認めて依頼したもので、特に査読を必要とはしない。
- (6) 教員養成に関わる公文書：その年度中に、文部科学省等の教育行政機関やその他の教員養成に関係する公的機関から寄せられた、教員養成に関わる主要な文書の原本もしくは複写を、教員養成施策の動向に関する記録として収録する。文書の選定は編集委員会が行う。

#### (査読者)

第5条 編集委員会は、提出された第4条第1項第(1)号学術研究論文の原稿について、本紀要に掲載の適否を判断するため、査読が必要な学術研究論文に関しては査読者を2名指名し査読を依頼する。査読者は、第3条第1項第(1)号及び第(2)号とする。

- 2 決定された査読者は、提出された原稿を別に定める査読要項に添って査読し、掲載の適否、修正等に関する意見を編集委員会に報告する。

#### (原稿の作成)

第6条 本紀要に掲載する著作の本文原稿は、著作種の(6)を除いて、横2段とし、原則として次の分量とする。

- (1) 論文及び実践報告：(16,000字以内)
- (2) 資料・文献紹介：(10,000字以内)
- 2 文字数計算に当たっては、本文の他、タイトル、注記、表、図版、参考文献等を含む。
- 3 原稿はコンピュータ等を用いて作成すること。その際の書式は、。註は本文の後にまとめて記載し、通し番号を振る。参考文献は原稿の末尾に一覧を示す。
- 4 「学術研究論文」以外で上記の分量を超えるものは、編集委員会の議を経て、分割掲載することができる。
- 5 日本語以外の言語による著作を掲載しようとする者は、APAスタイル“The American Psychological Association”（米国心理学会）に従い、論文を作成すること。また、原則として邦訳文を添付しなければならない。その場合、邦訳文を本条が定める分量に収めなければならない。
- 6 原稿提出の期限は、編集委員会が決定し、執筆希望者に明らかにする。
- 7 原稿の受付日は、編集委員会に提出された日とする。
- 8 校正は、執筆者が行う。
- 9 校正時における原稿の大幅な変更は、これを認めない。
- 10 掲載著作の著作権は、全て教職センターに帰属する。
- 11 特別な印刷等の仕様を要する場合は、執筆者に実費を請求する場合がある。

#### (改正)

第7条 この要項の改正は、センター長が運営委員会の意見を聴いて行う。

附則

この要項は、2018年11月1日から施行する。

附則

この要項は、2019年11月27日に改正する。

この要項は、2020年 9月23日に改正する。

この要項は、2021年 7月15日に改正する。